

## 群馬大学教職大学院における他機関との連携

本学教育学研究科専門職学位課程（教職大学院）においては、専門職大学院設置基準第6条の2に基づき、群馬大学教職大学院教育課程連携協議会を設置している。連携協議会は学外委員（群馬県教育委員会、県内の公立小中特別支援学校の校長等）を含む12名の委員により構成され、教職大学院の授業、実習、カリキュラム等に係る編成、評価及び改善策に関する事項等について協議を行い、本学教職大学院の教育活動等についての改善及び充実を図っている。